

 広報

# にししかつら

1996  
3月号  
No.231

— 果瓜 —



# 資源ゴミ回収リサイクル運動にご協力を！

再利用できるゴミはリサイクルしましょう

資源ゴミの新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボール紙や粗大ゴミのガスレンジ・布団等のゴミが各ステーションに出されていますが、これらのゴミは、ステーションに出されても回収しません。

では、どんなゴミをステーションにだすのか？資源ゴミ・粗大ゴミはどんなものを主体別区分表にしましたので、主体別区分表を参考にゴミを選別し、決められた曜日、時間を守り各ステーション・各回収所へ搬入してください。

町では各区を中心としてリサイクル事業を行っています。毎月第二土曜日午前七時から八時まで、空き缶、空きびん、紙類の資源ゴミを回収しています。

町ではこれを指定業者に引き取ってもらい、その代金と町の報奨金を各区へ支払っています。資源ゴミは処理施設に持ち込まず、各地区の指定された場所に搬入してください。

- ゴミの量が減り、町のゴミ処理費用が減ります。
- エネルギーを節約できます。
- 汚染物質が減ります。
- 限りある資源の有効利用になります。

みなさんも資源ゴミ回収リサイクル事業にご協力ください。なお各地区の収集場所は下記のとおりです。

資源 ゴミ	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・雑紙・紙パック
	ビン類	日本酒・醤油・ビール・コーラ・ジュース・サイダー・ウイスキー・ワイン・焼酎
	缶類	ジュース等小型の物で、アルミ缶・スチール缶に選別

- 倉見区**  
倉見公民館前、町民グラウンド  
下駐車場、金井商店倉庫敷地内
- 柿園区**  
高尾神社前、平井屋前、新田  
敬一宅前、白井製作所前
- 本町区**  
諏訪八幡神社参道入口
- 上町区**  
小学校前庭、渡辺茂雄宅脇空地
- 下郷地区**  
旧公民館前



1月21日（日曜日）に収集しました粗大ゴミは4トン車に9台分になりました。

## 粗大ゴミを収集します

今年度第六回目の粗大ゴミ収集を実施いたします。希望される方は次の日時・場所・搬入方法を厳守の上、搬入してください。

絶対に近くのゴミステーションへは搬入しないでください。搬入しても収集いたしません。

- 一、日 時 平成八年三月二十日（春分の日）  
午前九時～十二時まで  
午後一時～午後三時まで
- 二、搬入場所 西桂町旧焼却場（西桂中学校体育館裏側）
- 三、注意事項
  - (1) 当日は職員が現地におりませんので、搬入に当たっては、職員の指示に従ってください。
  - (2) 搬入できる粗大ゴミは、左記の区分表のとおりですので、区分表を参考に搬入してください。
  - (3) 搬入できない物については、持ち帰っていただきますので、予めご了承ください。
  - (4) 洗濯機のようなモーターが付いている物は、必ずモーターを取り外して別々に搬入してください。
  - (5) 冷蔵庫のモーターは、フロンガスが漏れるため取り外さず、そのまま搬入してください。

### ゴミ処理の主体区分表

#### 1. 条件無しで搬入できる粗大ゴミ

ステレオ・掃除機・ストーブ・ファンヒーター・自転車・椅子・ガスレンジ・電子レンジ・冷蔵庫

#### 2. 条件付きで搬入できる粗大ゴミ

- 条件
- ① 長さ30cm×幅20cmにすれば搬入できる物。  
タンス・机・テーブル・畳
  - ② 6等分にすれば搬入できる物  
布団・ジュタン・カーペット
  - ③ モーターをはずせば搬入できる物  
洗濯機

#### 3. 次のゴミは専門業者あるいは購入元で処理してもらってください。

ピアノ・オルガン・エレクトーン・事業用冷凍冷蔵庫・ボイラー・ガスボンベ・消火器・自動車・バイク・タイヤ・農機具・バッテリー・織機・ドラム缶・ネットフェンス類・鉄骨材・鉄パイプ・ホーロー製風呂釜

#### 4. ご不明な点がございましたら、役場環境衛生係（電話25-2121）までお問い合わせください。

# 国民年金だより

あなたの保険料は  
こんなところで  
生きています

国民年金の加入者のみなさんが納めている保険料は、年金を支払うための大切な財源として、国が責任をもって管理して積み立てられています。

そして、積み立てられた保険料の一部が、地域のみなさんの福祉や公共施設を建設するための資源として利用されています。

例○YLO会館・保育所建設事業

○簡易水道事業

○町民グラウンド及び中学校夜間照明の設置

年金積立金の融資を受けるためには、みなさんの保険料の納まり具合の良いことが条件となっていて、未納者が多いと、この融資が受けられないこともありま

す。つまり、毎月キチンと保険料を納めることが、年金を受けられるようになるだけでなく、自分の住んでいる地域の環境整備にも役立つのです。

## 二十歳以上の学生も当然加入

学生の皆さん  
二十歳になったら  
国民年金

学生は、今まで「任意加入」となっていました。加入しないと在学中にケガや病気などで障害者となった場合には、障害基礎年金を受けることはできません。また、将来受けることとなる老齢基礎年金は、二十歳から六十歳までの四十年間の加入期間を満たしていることが満額を受けるための条件となります。

したがって、卒業後に加入された場合は、年金が減額されてしまいます。この二つの問題を解決するため、学生の皆さんも国民年金に当然加入することになりました。

※ある企業の入社試験での面接で、「国民年金には加入していましたか?」という質問をされたそうです。また、入社後、「厚生年金の手続きをしますので、国民年金手帳を持って来てください。」といわれた会社もあるそうです。そんな時に国民年金に加入していないと大変こまったことになってしまいます。そんなことがないように必ず加入しましょう。

老齢基礎年金繰上げ年金額比較表 (平成7年度価額)

年齢	60	65
60	455,600	785,500
65	2,733,600	4,713,000
70	5,011,600	8,640,500
75	7,289,600	12,568,000
80	9,567,600	16,495,500
85	11,845,600	16,495,500

男			性	
年齢	平均余命	年金受領額	差	
60	20.44	9,567,600		
65	16.67	13,353,500	3,785,900	

女			性	
年齢	平均余命	年金受領額	差	
60	25.34	11,845,600		
65	20.97	16,495,500	4,649,900	

## 老齢基礎年金繰り上げ裁定 請求の制限事項

- 六十歳から六十四歳で請求すると一定の割合で減額され、これは将来に及びます。
  - 厚生年金等に加入(会社に勤める)した場合、全額支給停止になります。
  - 年金を受給後に障害者となった場合においても、障害年金の請求はできません。
  - 寡婦年金(遺族年金)の受給資格のある者は、受給権を失います。
- 現在の日本人の平均寿命は(男性八十歳・女性八十五歳)で生涯受給年金額を換算すると六十五歳で請求した場合と六十歳で請求した場合では男性で三八〇万、女性で四六〇万ほどの差がでています。
- 早く年金を受給しようと六十五歳にならないうちに請求する方が多数いますが、後になって後悔する方もたくさんいます。年金の請求をする際にはよくお考えになってから請求しましょう。

### ☆国民年金保険料の支払いは便利な口座振替で。

平成8年度より国民年金保険料口座振替を開始します。保険料の支払いを口座振替にすると、一度だけの手続きで、自動的に納めることができます。納め忘れがなくなったり、払込のためにわざわざ出かける必要がありません。詳しくは、国民年金係へおたずねください。

### ☆保険料は期限までに納めましょう。

未納のままにしておきますと、万一事故の場合、各種年金給付を受けられなくなり、老後の保障もなくなります。保険料は必ず期限内に納めましょう。



# 保険証の更新を忘れずに!!

国民健康保険に加入している世帯は保険証の更新の時期がやってまいりました。現在お手元にある保険証は3月31日に有効期限が切れますので、4月1日からは診療が受けられません。このため、次のとおり手続きを受け付けますので、忘れずに更新をしてください。

月 日	時 間	場 所
3月27日(水)	午前9時～午後4時	役 場 2 階
3月28日(木)	午前9時～12時	倉見公民館
	午後1時～4時	下暮地公民館
3月29日(金)	午後1時～4時	上町公民館

## 持参するもの

- ①現在お持ちの保険証
- ②学生等保険証を分けている世帯は、その保険証と在学証明書

※居住している地区に関係なく都合のよい日に会場へお越しください。  
 ※この期間中に都合が悪い場合は、4月1日以後役場の窓口へお越しください。

## ◀ 町村交通災害共済に家族そろって加入しましょう ▶

### ● 交通災害共済とは

この共済は、県内全町村の住民がわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくる「町村住民のための」相互扶助制度です。

### ● 加入できる方は

西桂町に住民登録または外国人登録されている方です。加入者が途中他市町村へ転出した場合でも、共済期間中は有効です。

### ● 加入の申し込みは

所定の「町村交通災害共済加入申込書」により、地区公民館または役場で行ないます。  
 (日程は保険証更新と同じです。)

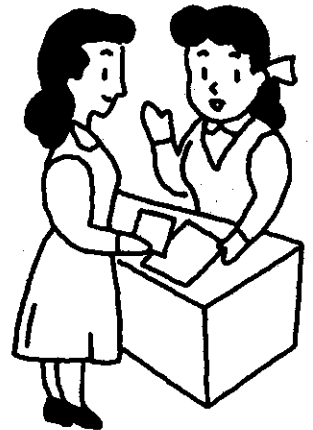
### ● 共済掛金は

1人年額500円です。  
 なお、中途加入でも掛金は同じです。

### ● 共済期間は

平成8年4月1日  
 ～平成9年3月31日まで  
 ※中途加入の場合は、加入した翌日から平成9年3月31日までです。

町村役場



## 3月3日 第42回耳の日



“耳を大切にしましょう”

## 3月日程表

期日	行 事	場 所	時 間	対 象 者
4(月)	乳児健診	役 場	午後1時30分～	H7/5・8・11
5(火)	三種混合予防接種	役 場	受付午後1時～1時30分～	
6(水)	1才6ヶ月健診	役 場	午後1時30分～	H6/6～8
7(木)	健康相談	YLO会館	午 前 中	
7(木)	機能訓練	YLO会館	午後1時30分～	
19(火)	機能訓練	YLO会館	午後1時30分～	
21(木)	健康相談	YLO会館	午 前 中	

## 米穀の精米表示が変わります

食糧管理法が廃止となり、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が、平成7年11月1日から施行され、これにより、袋詰精米の表示が消費者の意見等を踏まえ大幅に変わりました。  
 新しい表示方法については、4月1日から以下により変わる予定ですので、購入する時の目安として確認してください。

精米表示基準の概略

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品名	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米				
正味重量				
精米年月日				
販売業者 又は 精米工場名				

- 品名欄 「精米」「もち精米」「胚芽精米」
- 原料玄米 ①使用割合の合計が60%までに達するまで記載し、使用割合の多い順に産地・品種・産年の3項目及び使用割合を記載することを基本とし、残りは一括して「その他○○%」と記載できる。  
 ②産地欄及び品種欄は、原則として、検査によって証明された産地品種銘柄の産地名及び品種名を記載する。  
 ③産年欄には、原則として、検査によって証明された生産年度を記載する。
- 精米年月日 とう精された年月日
- 販売業者又は精米工場欄には、氏名又は名称、住所及び電話番号を記載。



## 米穀の販売を行うには(小売業)

食糧管理法が廃止となり、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が、平成7年11月1日から施行され、これにより、流通業の規制緩和が図られました。  
 この規制の緩和のなかで、米穀の販売業者として事業を行うには、今までの「許可」ではなく、「登録」が必要となりました。

- この登録の方法については、以下のとおりです。
- 申請期日等 4月1日から4月30日の間に西桂町役場へ提出(毎年行う)
  - 登録の期間 6月1日(県よりの通知により登録を完了)
  - 有効期限 登録を行った日から起算して3年間
  - 登録の要件
    - ア 資力信用要件 (営業を行うことができるか)
    - イ 売り場要件 (使用することができるのか)
    - ウ 不処罰要件 (本法による罰金等の処罰を受けていないこと)
    - エ 譲り受けの場合は すべてを承継すること。
  - 手数料 登録申請手数料 (9千円に販売所の2店目から5千円×店舗数を加算)(山梨県収入証紙を申請書に添付)
  - その他
    - ア 申請書類・照会 西桂町役場(25-2121) 南都留地方振興事務所(0554-45-7803) 及び県園芸農産課(0552-23-1612)
    - イ 表示等に関する遵守事項があります。

## 入札結果 振興

一月十九日、工事の指名競争入札を行い、それぞれ着工しています。  
 工事中のご協力をお願いします。

○倉見峰岸白山線3工区側溝改修工事  
 倉見地内

施工延長 一四七・一m  
 (川村希一様前！武藤好徳様前)  
 構造物 V S側溝(右側) 九七・六m  
 (左側) 三三・九m

横断水路① 七・五m  
 横断水路② 八・一m  
 請負金額 一〇、九一八、〇〇〇円  
 請負業者 岳麓土建(株)

富士吉田市下吉田

○小沼用水水門設置工事  
 小沼地内

施工延長 二九・〇m  
 ボックスカルバート 二九・〇m  
 水門三・〇基  
 制水ゲート 一・〇基  
 余水吐ゲート 一・〇基  
 第二余水ゲート 一・〇基  
 (平井屋製麺所横)

請負金額 二二、〇四二、〇〇〇円  
 請負業者 奥秋建設(資)

都留市大幡

○三ツ峠線改良舗装工事

下暮地内

施工延長 一六六・四m  
 (三ツ峠グリーンセンター農村公園前)  
 施工幅員 四・〇m  
 PU3型側溝 一六六・四m  
 舗装面積 六八三・〇<sup>2</sup>m

○天久保2号線改良舗装工事

倉見地内

施工延長 五五・〇m  
 一工区 三〇・〇m  
 道幅 五・〇m  
 舗装面積 一四二・〇<sup>2</sup>m  
 (白井建築作業所横)

二工区 二五・〇m  
 道幅 二・四五m  
 舗装面積 五四・〇<sup>2</sup>m

請負金額 三、〇三二八、五〇〇円  
 請負業者 渡部建設(株)

西桂町倉見

○桂コミュニティ植栽工事

植栽 四〇九本  
 (サツキ二〇四本)  
 (ツツジ二〇五本)

高木せん定及び焼却 三〇本  
 (桂コミュニティ周辺)  
 請負金額 一、四〇五、九五〇円  
 請負業者 (有)山松造園土木

富士吉田市旭

○西桂町公共下水道地質調査委託

(その2)

委託延長 八三・八m(二四ヶ所)  
 ボーリング粘性土 二四・〇m  
 レキ混り土砂 五九・八m他  
 請負金額 一〇、六〇九、〇〇〇円  
 請負業者 日本シールドエンジニア

アリング(株)

東京都荒川区

# 豆まき



去る2月2日(金) 保育所では節分にちなんで、豆まきをしました。

保護者会長さんと副会長さんが各々赤鬼、青鬼に扮し、雪の中の園庭に登場。各々の部屋に入りました。

子どもたちは、赤鬼青鬼の迫力におどろきながらも、「鬼は外、福は内」と精一杯豆を投げつけ、園舎内のいじわる虫、泣き虫等を追い払いました。



## 児童館 バレンタインチョコレート作り

2月10日(土) 小学校3年生～6年生21名の参加のもと、チョコレート作りが行われました。

5・6年生を中心に、協力しあいながら、トリュフやカップチョコなどを作りました。

# 生活発表会



去る、2月9日(金) 保育所の生活発表会が行われました。保育所のカラーでありますリトミックの発表です。

ピアノのリズムにあわせて音のききわけを体で表現して遊ぶ。そんな姿をお母様方にみていただき、毎日の積み重ね、大切さをご紹介いたしました。

また、コツコツと日頃より作った作品、絵、子どもたちの夢がそのまま現わされた共同作品等による一年の子どもたちの成長ぶりをみていただきました。

小さな積み重ねが去年今年、今年より来年へと確実な歩みとなっていく、この発表会に保護者、保母とも胸がいっぱいになりました。



一月二十六日三ツ時ライオンズクラブ(渡辺郁二会長)へYLO会館にカラオケ器具一式を寄付されたことに対し、町から感謝状の贈呈が行われました。

### ライオンズクラブへ感謝状



都留安全協会西桂支部(梅原啓一支部長)より、二月七日に小学生を交通事故から守るため、ランドセルカバー四〇〇枚、横断旗六〇本が寄付されました。善意に心から感謝を申し上げます。

### 善意

#### 都留安全協会西桂支部

都留交通安全協会西桂支部長梅原啓一さんが日頃の交通安全活動の功績が認められ一月二十三日交通安全推進県民大会において受賞されました。



山梨県警察本部長  
山梨県交通安全協会会長連名表彰(交通安全功労役員)

山梨県警察本部長

# 1996年度 スポーツ安全保険

(傷害保険・賠償責任保険・共済見舞金)

この保険は、スポーツ・文化・社会奉仕活動等を行う5名以上のグループを対象として、往復途上も含めたグループ活動中の傷害事故および賠償責任を負う事故を補償するものです。また、心臓マヒなどの突然死に対して共済見舞金が支払われます。

区分	対象となる団体	掛金 (1人年額)	傷害保険(保険金額)			賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
			死亡 後遺障害	入院 (日額)	通院 (日額)		
1種	A ・子供のグループ (中学生以下) ・文化、ボランティア活動 (高校生以上)	400円	2,000万円	4,000円	1,500円	対人賠償 1人 1億円 1事故5億円 (免責 1,000円)  対物賠償 500万円 (免責 1,000円)	突然死 およ び日射病、 熱射病によ る死亡 140万円
	B ・老人クラブ団体 (60歳以上)	600円	500万円	1,800円	1,000円		
	C ・成人のスポーツ (高校生以上)	1,300円	2,000万円	4,000円	1,500円		

問い合わせ先 西桂町教育委員会内体育協会事務局 電話 25-2941  
 受付期間 1996年3月1日から1997年1月31日まで  
 保険期間 1996年4月1日から1997年3月31日まで

## 能力開発講座

○新入社員講座(1回目)

日程 4月4・5日の2日間

○新入社員講座(2回目)

日程 4月11・12日の2日間

○新入社員講座(3回目)

日程 4月15・16日の2日間

時間 午前9時～午後4時まで

定員 15人 受講料 一、〇〇〇円

○第二種電気工事士筆記試験準備講座

日程 4月15・16・18・19・22・23・25・26・30日

5月2・7・9・10・13・14・16日の16日間

時間 午後6時～午後8時50分

定員 15人 受講料 四、〇〇〇円

受付期間 各講座とも開講日の7日前まで、但し定員になれば締め切ります。

問合せ 県立都留能力開発センター

電話 0554(43)8911

FAX 0554(43)8912

## 春の火災予防運動について

三月一日から七日までの一週間、「災害に備えて日頃の火の用心」を統一標語として、全国一斉に「春の火災予防運動」を実施します。

県内では、昨年から雨が少なく、ちよつとした不注意から山火事や建物火災が相次いで発生しています。

日頃からの「火の用心七つのポイント」に注意して、尊い人命や貴重な財産を火災から守りましょう。

一、寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。

二、子供にはマッチやライターで遊ばせない。

三、風の強い時は、たき火をしない。

四、天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。

五、家のまわりに燃えやすいものを置かない。

六、風呂の空だきをしない。

七、ストーブには、燃えやすいものを近づけない。



## 自動車登録は正しく

県では毎年四月一日現在で山梨陸運支局に登録されている自動車について、自動車税を課税しています。

自動車税に関するトラブルのほとんどが、不適切な登録によって引き起こされています。これを防ぐためにも、自動車の登録は正しく行って下さい。

○自動車を手放すとき

自動車を譲ったり、下取りに出したときは必ず移転の登録をしましょう。この手続きを他人に依頼した場合は、自動車検査証などで必ず登録内容の確認をしてください。

○新たに自動車を所有したとき

自動車を知人などから譲り受けたときも必ず移転登録を行ってください。

○自動車が使用不能になったとき

速やかに抹消の登録を行ってください。

○住所を変えたとき

住所変更の登録を行ってください。

これらの登録手続きは、山梨陸運支局で行ってください。

## おめでた・おくやみ

おめでた(誕生)

倉見白鳥

宮下直剣

上町小山 真歩花

下暮地永 唯人

八木岡 佐智

仲神 由美華

保 敏哉

英範 敦男 憲一 透 父

おしあわせに(婚姻)

渡邊成光 柿園

荒井知恵美 柿園

荒井君朗 上町

飯島枝 富士吉田市

滝澤治幸 本町

永井裕子 東京都

おくやみ(死亡)

渡邊とし江 親族

滝口い弥子 旭

上倉見

## 人口世帯

平成8年2月1日現在

男	2,405人 (+3)
女	2,490人 (+6)
合計	4,895人 (+9)
世帯	1,352世帯 (+1)

# おいらがネ将



荒井 彩貴ちゃん 1才7ヶ月  
操・裕貴さん長女



中村 衣里ちゃん 3才8ヶ月  
剛士くん 1才5ヶ月  
健二・七海さん長女・長男



梶原 みさとちゃん 1才5ヶ月  
浩・真弓さん長女

## 3月行事予定表

この予定表は、町民の参加を募る行事、町民を対象とする事業について掲載しております。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					清掃の日 1	2 △スライム作り (児童館)
3	4 ○乳児健診 (役場)	5 ○三種混合予防接種 (役場)	6 ○1才6ヶ月健診 (役場)	7 ○健康相談 (YLO会館) ○機能訓練 (YLO会館)	8	9 ☆資源ゴミ回収 リサイクル運動 △ユニカル大会 (児童館)
10	11	12	13	14	15	16 △ゲーム (児童館)
17	18	19 ◇行政相談 (役場) ○機能訓練 (YLO会館)	20 ☆粗大ゴミ収集	21 ○健康相談 (YLO会館)	22	23 △第3回ミニ四駆大会 (児童館)
24	25	26	27	28	29	30 △おかし作り (児童館)
31			← 国民健康保険証更新手続き → (役場) (午前倉見公民館) (午後下幕地公民館) 午後 上町公民館			

※保健衛生の詳細については、P4をご覧ください。

### 税務だより

確定申告は3月15日(金)まで

総務課税務係  
大月税務署

毎月1日は、清掃の日です。

早朝、各家庭の周辺を清掃しましょう。